

# 参考資料(案)

# がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)

## 重点的に取り組むべき課題

(1)放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3)がん登録の推進

**新**(4)働く世代や小児へのがん対策の充実

## 全体目標【平成19年度からの10年目標】

(2) がんによる死亡者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

**新**(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

## 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

### 1. がん医療

- ①放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- 新**⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

### 2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

### 3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

### 4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

### 5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。

### 6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

### **新**7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

### **新**8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

### **新**9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

# がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)抜粋

## がん患者の就労を含めた社会的な問題

### (取り組むべき施策)

- がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やその家族・経験者に対する情報提供・相談支援体制のあり方等を検討し、検討結果に基づいた取組を実施する。
- 働くことが可能かつ働く意欲のあるがん患者が働けるよう、医療従事者、産業医、事業者等との情報共有や連携の下、プライバシー保護にも配慮しつつ、治療と職業生活の両立を支援するための仕組みについて検討し、検討結果に基づき試行的取組を実施する。
- がん患者も含めた患者の長期的な経済負担の軽減策については、引き続き検討を進める。
- 医療機関は、医療従事者にとって過度な業務負担とならないよう健康確保を図った上で、患者が働きながら治療を受けられるように配慮するよう努めることが望ましい。
- 事業者は、がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備、さらに家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮に努めることが望ましい。また、職場や採用選考時にがん患者・経験者が差別を受けることのないよう十分に留意する必要がある。

# 肝炎対策基本指針の概要

## 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、**肝炎対策の推進に関する指針の策定**について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進（第1条）

### 肝炎対策基本指針

策定・公表

厚生労働大臣

少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じ変更

意見

協議

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者  
(20人以内で組織)

関係行政機関

1. 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
2. 肝炎の予防のための施策に関する事項
3. 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
4. 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
5. 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
6. 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
7. 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
8. 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
9. その他肝炎対策の推進に関する重要事項

# 肝炎対策基本指針における治療と就労の両立関係箇所(抜粋)

## 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(2) 今後取組が必要な事項について

オ 国は、職域における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び肝炎患者に対する望ましい配慮についての先進的な取組例等の情報を取りまとめ、各事業主団体と連携を図り、普及啓発を行う。

カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

## 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(2) 今後取組が必要な事項について

ウ 国は、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく肝炎研究に加え、肝炎対策の推進に資することを目的として、以下の行政的な研究を行う。

(エ) 職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究

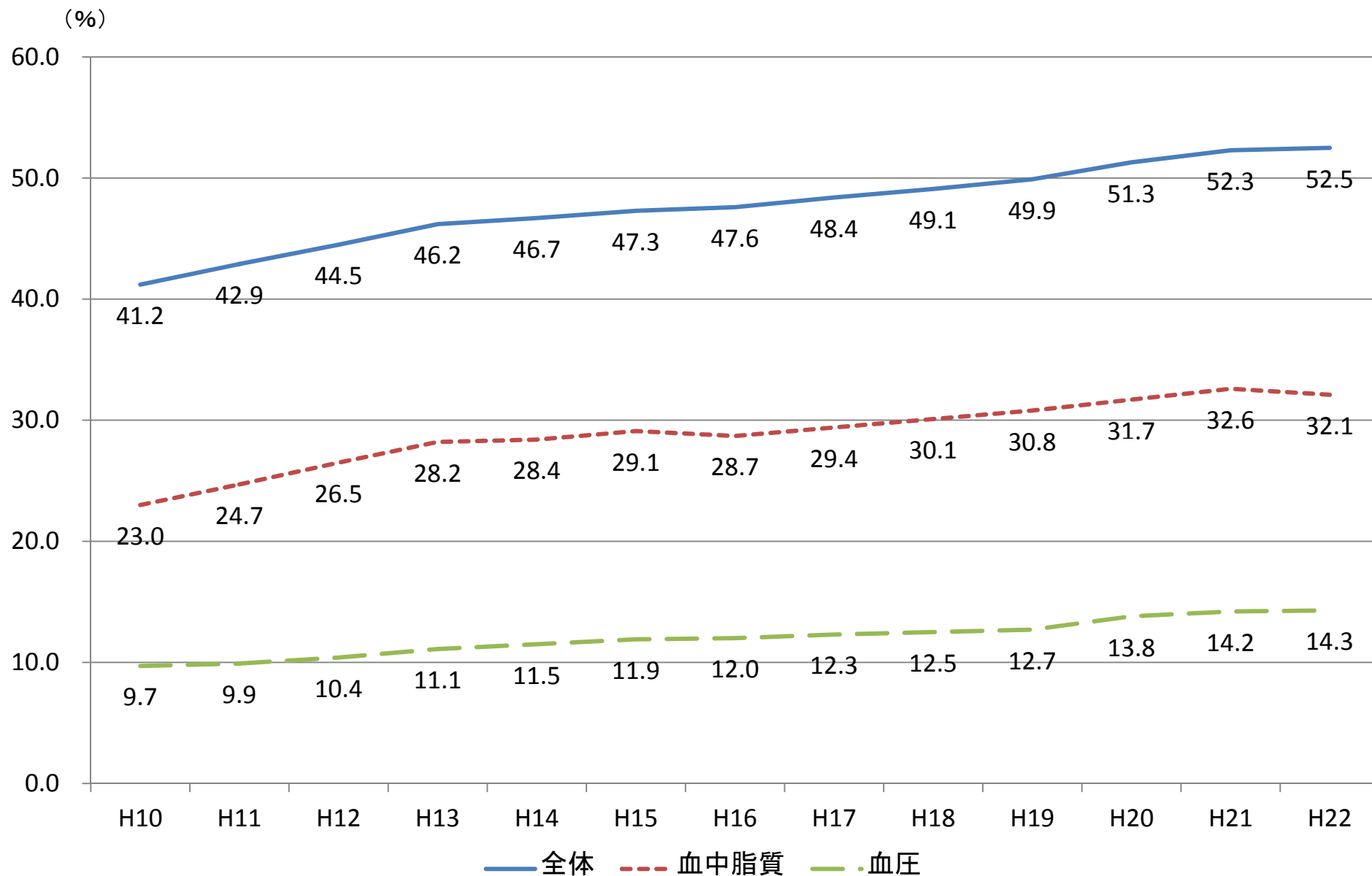
## 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(2) 今後取組が必要な事項について

オ 国は、肝炎患者等、医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる者、事業主等の関係者が、それぞれにとって必要な情報を取りまとめ、普及啓発を行う。

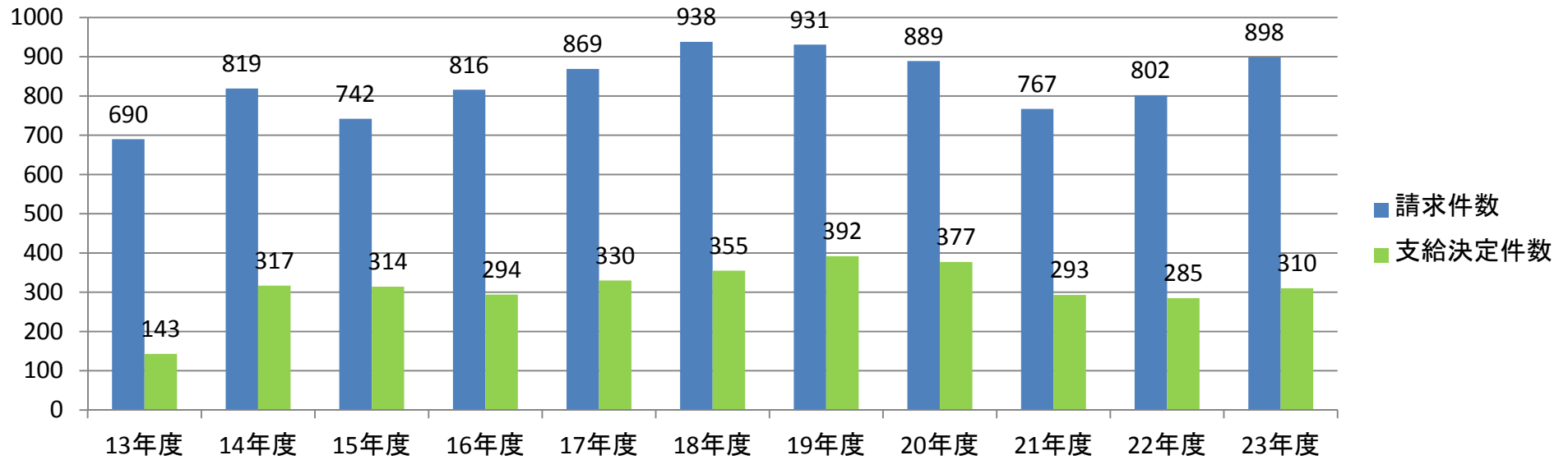
カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。(再掲)

# 定期健康診断における有所見率

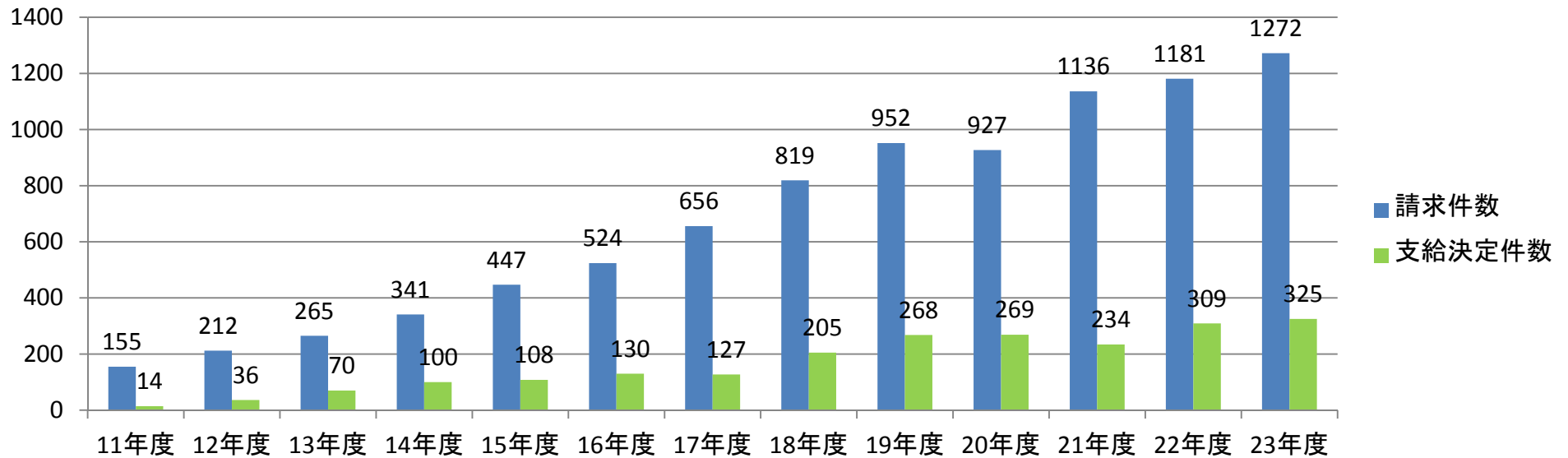


出所：平成22年定期健康診断結果調(厚生労働省)

## 脳・心臓疾患の労災補償状況



## 精神障害等の労災補償状況



出所:厚生労働省労働基準局調べ(平成23年)

## 年齢階級別罹患リスク(2006年罹患・死亡データに基づく)

| 部位     | 性別 | ～39歳 | ～49歳 | ～59歳 | ～69歳 | ～79歳 | 生涯   |
|--------|----|------|------|------|------|------|------|
| 全がん    | 男性 | 0.8  | 2.4  | 7.5  | 19.2 | 37.3 | 54.9 |
|        | 女性 | 2.0  | 5.2  | 9.8  | 16.4 | 25.6 | 41.6 |
| 食道     | 男性 | 0.0  | 0.1  | 0.3  | 0.9  | 1.6  | 2.1  |
|        | 女性 | 0.0  | 0.0  | 0.1  | 0.1  | 0.2  | 0.4  |
| 胃      | 男性 | 0.1  | 0.4  | 1.5  | 4.0  | 7.6  | 10.8 |
|        | 女性 | 0.1  | 0.3  | 0.7  | 1.6  | 3.0  | 5.7  |
| 大腸     | 男性 | 0.1  | 0.4  | 1.3  | 3.3  | 6.1  | 8.5  |
|        | 女性 | 0.1  | 0.3  | 0.9  | 2.0  | 3.7  | 6.7  |
| 肝臓     | 男性 | 0.0  | 0.1  | 0.6  | 1.5  | 2.9  | 3.8  |
|        | 女性 | 0.0  | 0.0  | 0.1  | 0.4  | 1.1  | 2.1  |
| 膵臓     | 男性 | 0.0  | 0.1  | 0.2  | 0.7  | 1.3  | 2.0  |
|        | 女性 | 0.0  | 0.0  | 0.1  | 0.4  | 0.8  | 1.9  |
| 肺・気管   | 男性 | 0.0  | 0.2  | 0.8  | 2.3  | 5.3  | 8.9  |
|        | 女性 | 0.0  | 0.1  | 0.4  | 1.0  | 2.0  | 3.9  |
| 乳房     | 女性 | 0.4  | 1.8  | 3.3  | 4.7  | 5.7  | 6.6  |
| 子宮頸部   | 女性 | 0.3  | 0.5  | 0.7  | 0.8  | 0.9  | 1.1  |
| 前立腺    | 男性 | 0.0  | 0.0  | 0.2  | 1.5  | 4.0  | 6.1  |
| 甲状腺    | 男性 | 0.0  | 0.1  | 0.1  | 0.2  | 0.3  | 0.3  |
|        | 女性 | 0.1  | 0.3  | 0.5  | 0.7  | 0.8  | 1.0  |
| 悪性リンパ腫 | 男性 | 0.1  | 0.2  | 0.3  | 0.6  | 0.9  | 1.3  |
|        | 女性 | 0.1  | 0.1  | 0.3  | 0.5  | 0.8  | 1.3  |
| 白血病    | 男性 | 0.1  | 0.1  | 0.2  | 0.4  | 0.6  | 0.8  |
|        | 女性 | 0.1  | 0.1  | 0.2  | 0.2  | 0.4  | 0.6  |

出所: 国立がん研究センターがん対策情報センター調べ

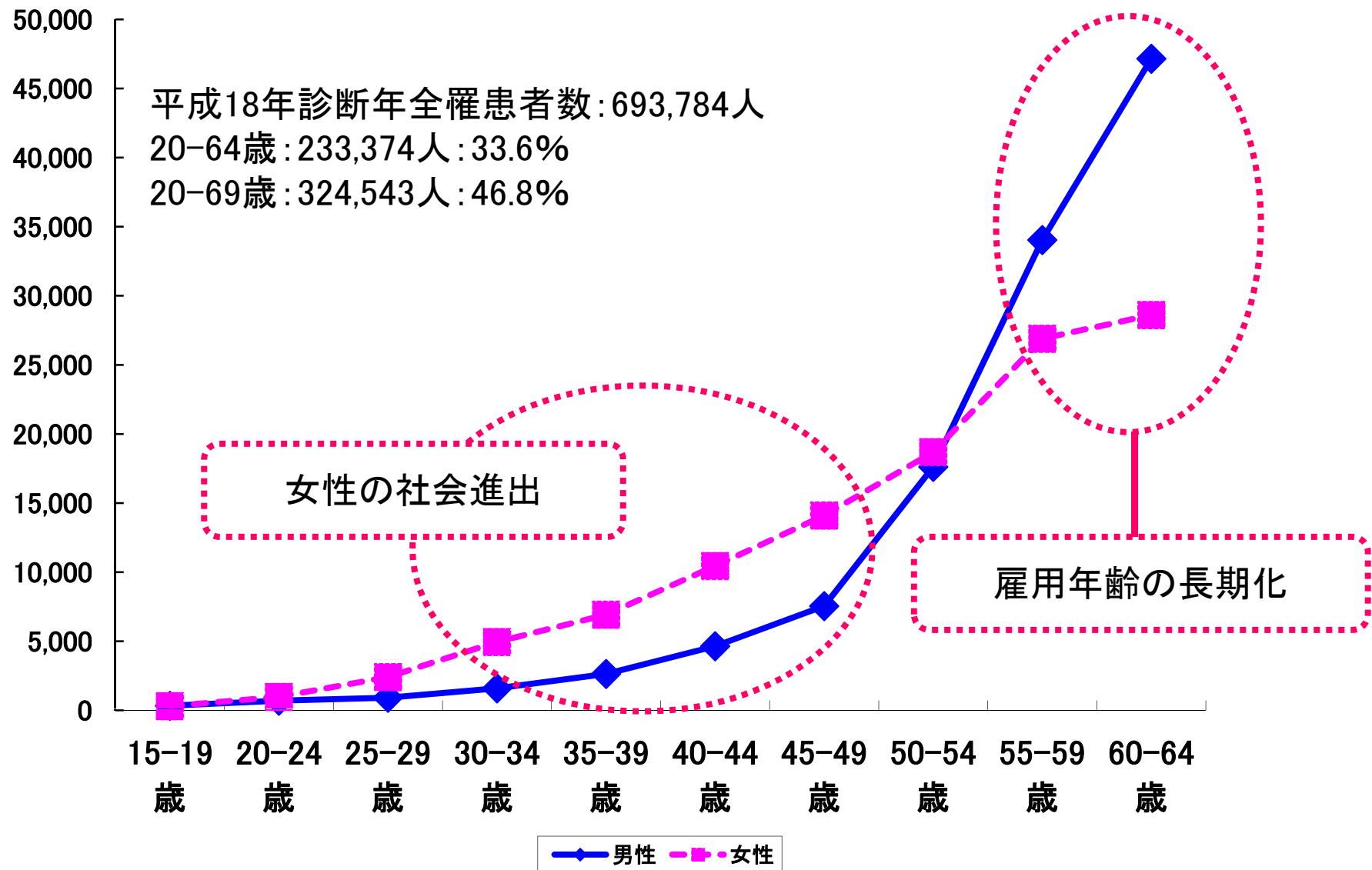


## 地域がん登録における生存率(2000～2002年診断例)

| 部位     | 5年相対生存率(%) |
|--------|------------|
| 全がん    | 56.9       |
| 食道     | 33.2       |
| 胃      | 64.3       |
| 肝臓     | 27.1       |
| 膵臓     | 5.5        |
| 肺      | 29.0       |
| 乳房     | 87.7       |
| 子宮頸部   | 72.2       |
| 前立腺    | 84.6       |
| 甲状腺    | 92.1       |
| 悪性リンパ腫 | 54.6       |
| 白血病    | 32.1       |

出所:国立がん研究センターがん対策情報センター調べ

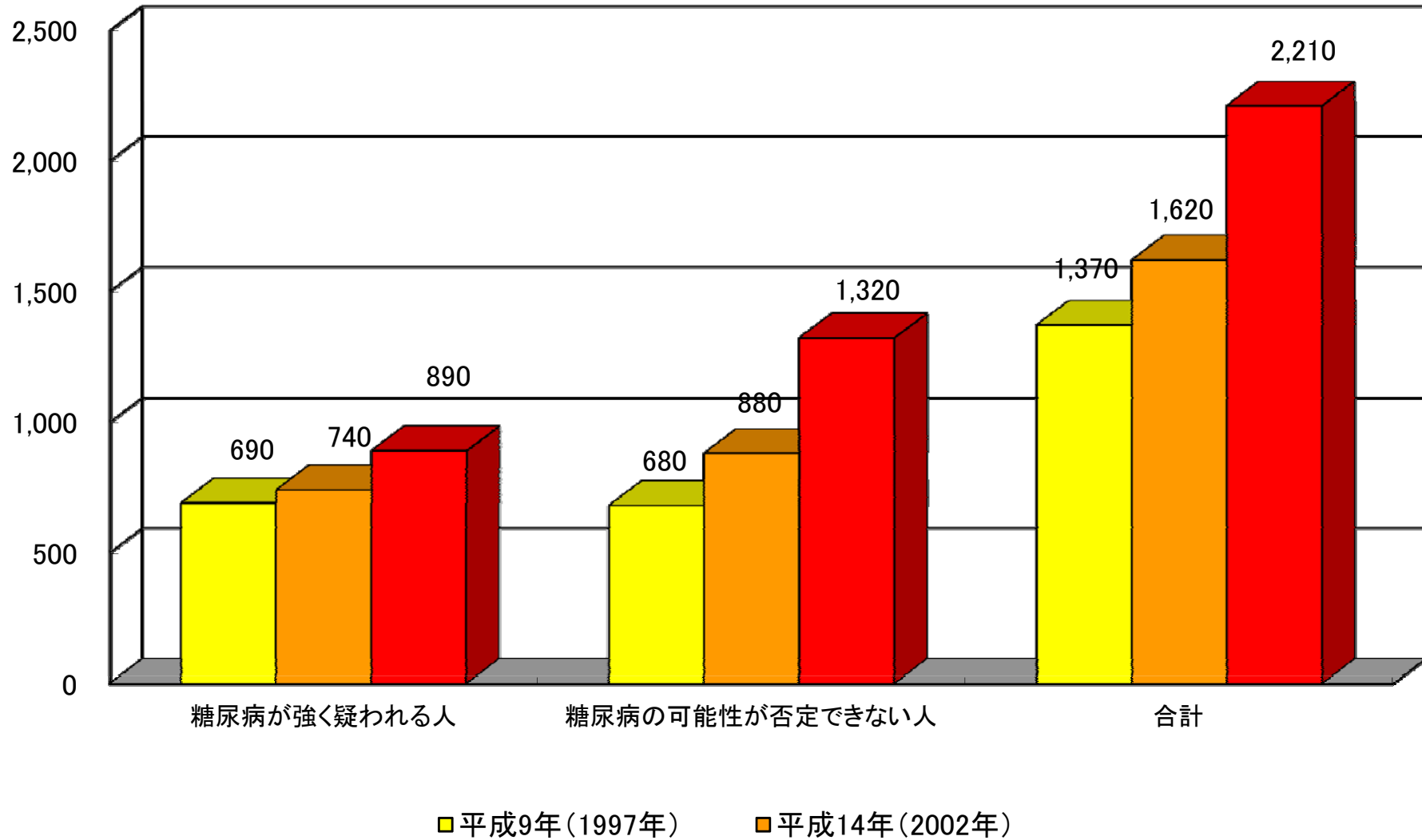
# 性別・年齢階級別がん罹患者数



出所: 国立がん研究センターがん対策情報センター調べ

# 糖尿病患者数の推移

(万人)

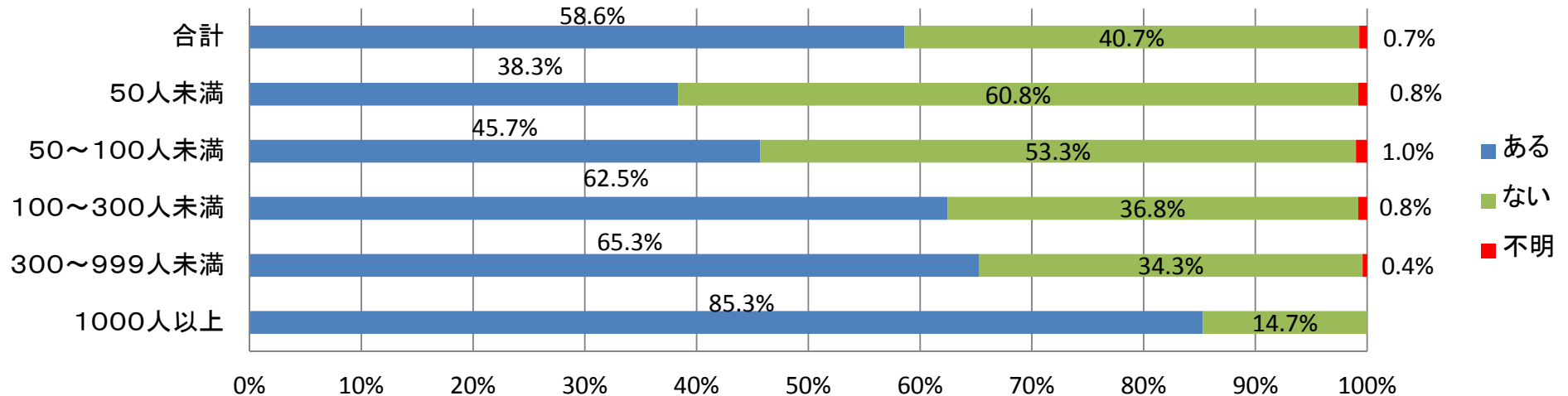


出所: 国民健康・栄養調査(平成19年)

# 私傷病による休業者への支援の状況

## ① 「私傷病に関する病気等休暇・休業制度（※）」の有無

【n=1,361】



(※)ここでの「私傷病に関する病気等休暇・休業制度」とは「通常の有休休暇以外で、連続して1ヶ月以上、従業員が私傷病時に利用できる休暇・休業の制度」であり、労働災害で患った傷病による休暇・休業制度は除く。

## ② 「私傷病に関する病気等休暇・休業制度」における「制度上の最長休業期間」

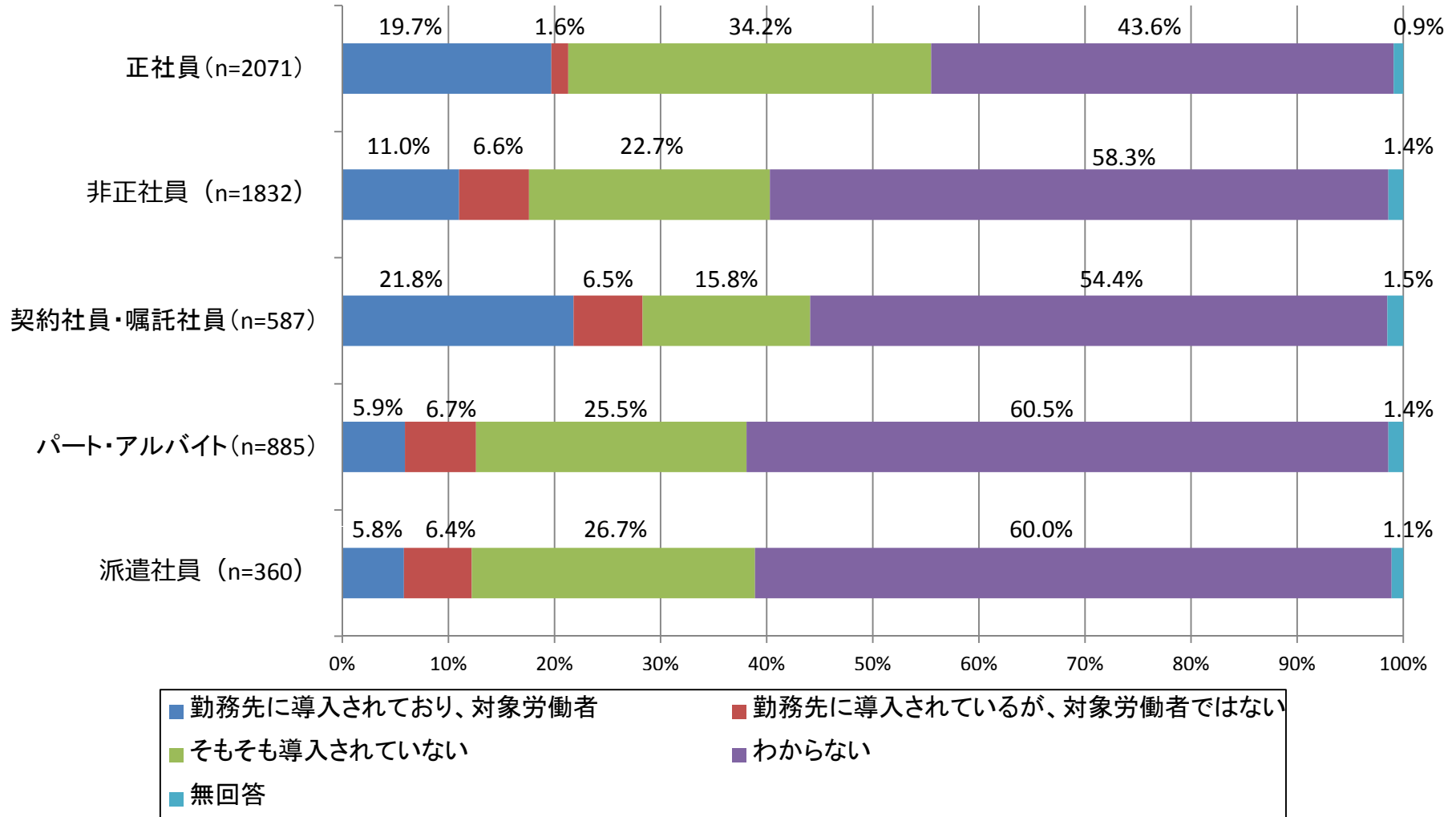
【n=762】

(単位:年)

|            | 平均  | 最大値  | 最小値 |
|------------|-----|------|-----|
| 全体         | 2.3 | 32.3 | 0.1 |
| 50人未満      | 1.8 | 10.5 | 0.1 |
| 50～100人未満  | 2.0 | 21.3 | 0.1 |
| 100～300人未満 | 2.3 | 23.3 | 0.1 |
| 300～999人未満 | 2.5 | 32.3 | 0.1 |
| 1000人以上    | 2.7 | 23.0 | 0.1 |

出所: 病気等のblankを克服できる人事制度のための調査研究事業報告書(平成19年厚労省委託事業)

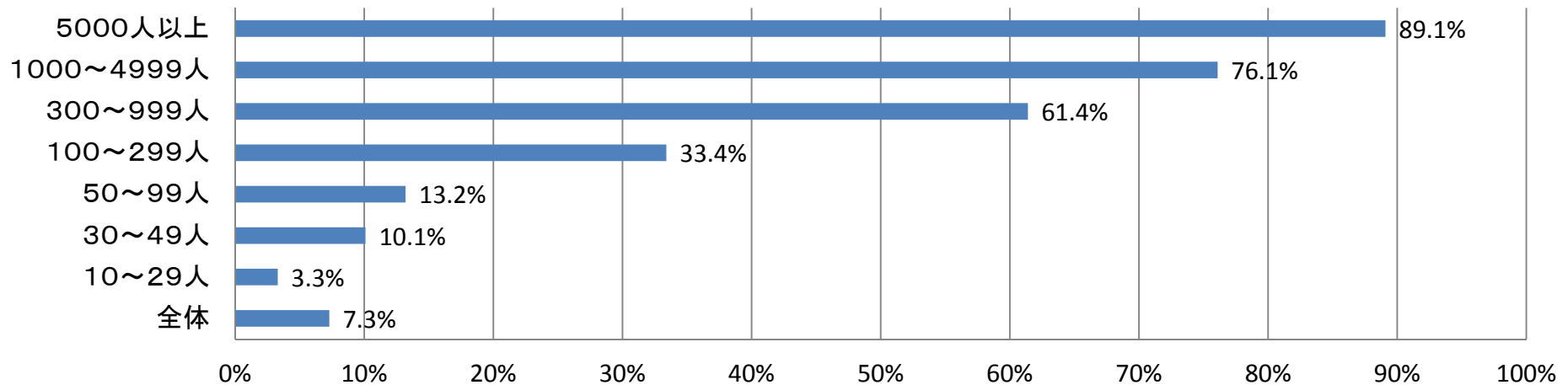
# 時間単位年休制度の導入・適用の状況



出所：年次有給休暇の取得に関する調査(平成23年 (独)労働政策研究・研修機構)

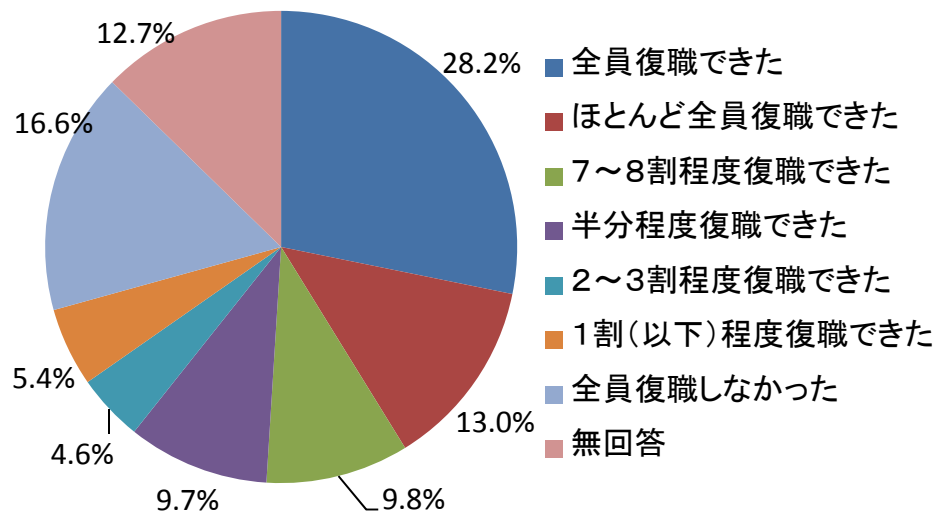
# 両立支援に関するデータ(メンタルヘルス関係①)

## ①過去1年間においてメンタルヘルス上の理由により連続1ヶ月以上休業又は退職した労働者がいる事業場

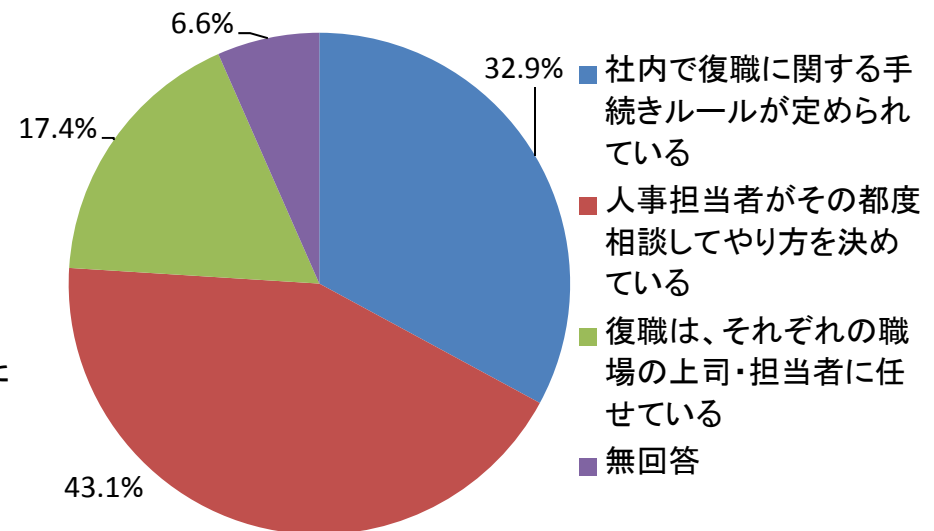


出所：平成22年労働安全衛生基本調査

## ②過去3年間におけるメンタル不調者の復職割合



## ③復職に関する事業場内のルール



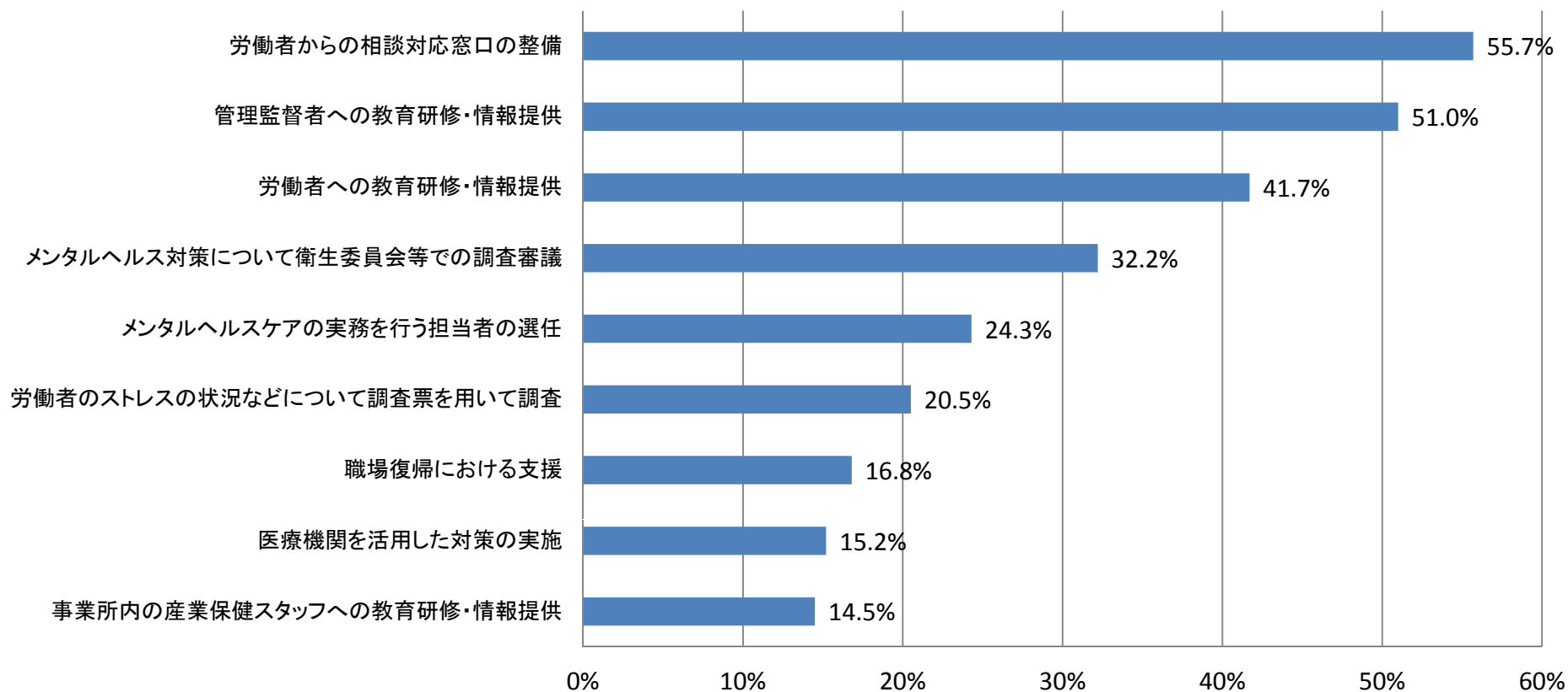
出所：職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査(平成22年(独)労働政策研究・研修機構)

## 両立支援に関するデータ(メンタルヘルス関係②)

### ④メンタルヘルス対策の取組状況

メンタルヘルスカ対策に取り組んでいる事業所の割合は**50.4%**、取り組んでいない事業所の割合は**45.6%**となっている。

#### 取組内容



(労働者10人以上の事業所)

## 職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について

(平成23年7月28日付け健康局長・労働基準局長・職業安定局長連名通知)

- 労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼びかけること。
- 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮をすること。
- 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。
- 肝炎治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段の配慮をすること。
- 職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい知識の普及を図ること。



事業主団体等に対し理解と協力を要請



# 労働者の心の健康の保持増進のための指針（概要）

（平成18年3月31日 健康保持増進のための指針公示第3号）

労働安全衛生法第70条の2第1項に基づき、厚生労働大臣が公表した指針。  
メンタルヘルスケアの原則的な実施方法を定めている。

## 【指針の概要】

- 1 衛生委員会等における調査審議
- 2 心の健康づくり計画の策定
- 3 4つのメンタルヘルスケアの推進
  - ・セルフケア  
労働者自身がストレスに気づき対処すること。
  - ・ラインによるケア  
管理監督者が職場の具体的なストレス要因を把握し改善すること。
  - ・産業保健スタッフによるケア  
産業医等の産業保健スタッフが、セルフケア、ラインによるケアの実施を支援するとともに、教育研修の企画・実施、情報の収集・提供等を行うこと。
  - ・事業場外資源によるケア  
メンタルヘルスケアに関する専門機関を活用すること。
- 4 メンタルヘルスケアのための教育研修・情報提供
- 5 職場環境等の把握と改善
- 6 メンタルヘルス不調の気づきと対応
- 7 職場復帰における支援
- 8 個人情報保護への配慮

# 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き

(平成16年10月 改訂平成21年3月)

## 1 基本的な考え方

円滑な職場復帰を行うためには、職場復帰支援プログラムの策定や関連規程の整備等により、休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明確にすることが重要。策定された職場復帰支援プログラム等については、労働者、管理監督者等に周知すること。

## 2 病気休業開始及び休業中の段階

休業中の労働者が不安に感じていることに関して十分な情報提供や相談対応を行うこと。職場復帰支援に関する事業場外資源や地域にある公的制度等を利用する方法もあることから、これらについての情報を提供することも考えられること。

## 3 職場復帰の決定までの段階

主治医による職場復帰の判断は、職場で求められる業務遂行能力まで回復しているか否かの判断とは限らないことに留意。より円滑な職場復帰を図る観点から、主治医に対し、あらかじめ職場で必要とされる業務遂行能力の内容や勤務制度等に関する情報提供を行うこと。

## 4 職場復帰後の段階

心の健康問題を抱えている労働者への対応はケースごとに柔軟に行う必要があることから、主治医との連携を図ること。職場復帰した労働者や当該者を支援する管理監督者、同僚労働者のストレス軽減を図るため、職場環境等の改善や、職場復帰支援への理解を高めるために教育研修を行うこと。

# 労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

## メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

## 型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

## 受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日） 18

# 精神的健康の状況を把握するための検査と面接指導

